

# 国保など 加入の皆さんへ

4月には、新制度の開始や変更などがあります。申請など、早めの手続きをお願いします。

## 国民健康保険の手続きは14日以内に

就職や退職、転入や転出など異動があった人は、次のような手続きが必要です。

また、25年度から新規加入の人は保険税の納付が原則口座振替となっています。

国民健康保険課で振替口座の名義人本人が申し込む場合は、振替口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）と運転免許証などの身分証明書で口座振替の手続きができます。詳しくは市役所1階の同課☎(740)1170へ。

【国民健康保険加入者が就職した時】  
国民健康保険をやめる手続きが必要です。  
新たに加入した社会保険の保険証と国民健康保険証、認印を持って同課へ。

【国民健康保険加入者が転出した時】  
国民健康保険をやめる手続きが必要です。転入手続き後、通帳と通帳の届出印を持って同課へ。

【国民健康保険加入者が転出した時】  
国民健康保険をやめる手続きが必要です。転出手続き後、国民健康保険証を持って同課へ。

【社会保険加入者が退職した時】  
次のいずれかの方法で保険に加入を。

①社会保険の任意継続に加入する  
②社会保険に加入している家族の被扶養者になる  
③国民健康保険に加入する

①②は勤務先などへ問い合わせを。  
③は社会保険資格喪失証明書、認印、通帳、通帳の届出印を持って同課へ。

【国民健康保険加入者が転入した時】  
国民健康保険の加入手続きが必要です。転入手続き後、通帳と通帳の届出印を持って同課へ。

## 人間ドック費用を助成

対象は28年3月31日時点で40歳以上の国民健康保険加入者。2万4,000円を上限に人間ドック費用の7割を助成します。主な助成条件は①特定健康診査の検査項目が全て含まれている②国民健康保険税を滞納していない（分割納付中の人は助成できる場合あり）③26年度の特定保健指導を終了している人（対象者のみ）。

受診後に申請すれば、助成金を支給します（申請期限は受診日の翌年度5月末まで）。また、市立川西病院や保健センター、協立病院、九十九記念病院、ベリタス病院で受診する場合は、予約日の2週間前までに手続きすれば助成券を交付しますので、助成券を利用して受診することもできます。

なお、同一年度内に受診できるのは、人間ドックまたは特定健診のどちらか一方のみです。手続きなど詳しくは国民健康保険課☎(740)2006へ。

## 出産育児一時金を医療機関などへ直接支払い

出産育児一時金は、退院時に窓口で支払う金額を軽減できる仕組みです。金額は40万4,000円（産科医療補償制度加入機関での出産は42万円）です。出産費用が一時金に満たない場合は、市役所1階の国民健康保険課☎(740)1170に差額の申請を。また、直接支払い制度が使えない医療機関などで出産する場合の一時金は、出産前に同課で相談を。産科医療補償制度について、詳しくは分娩機関または産科医療補償制度専用コールセンター☎0120(330)637へ。

## 特定健診の受診券を送付

40～74歳の国民健康保険加入者に、次の日程で27年度特定健康診査受診券を送付します。

また、受診者には、折りたたみ自転車や体脂肪測定機能付体重計が抽選で当たります。

1～4月生まれの人と年度内に75歳になる人＝4月中旬▷5～8月生まれの人＝6月中旬▷9～12月生まれの人＝8月中旬

受診できる医療機関や抽選の応募方法など詳しくは同封のリーフレットを。なお、上記より早期に受診を希望する場合や、27年4月以降に国民健康保険に加入する人で受診を希望する場合は国民健康保険課☎(740)2006へ。

## 倒産などで離職した人は 国保税が軽減されます

「倒産・解雇などによる離職」や「雇い止めなどによる離職」をした人は、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるには申告が必要です。

軽減の対象は、①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職など）②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職など）一として失業給付を受ける人です。軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで（雇用保険の「失業等給付」を受ける期間とは異なります）。一度申告すると更新手続きは不要です。また、この軽減制度に該当しない人でも、会社都合での退職や、自営業の人が休業・廃業した場合など、市の条例により保険税を減免できる場合があります。詳しくは国民健康保険課☎(740)1170へ。

## 高額医療費助成の「認定証」の手続きを

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、事前の手続きで、医療機関や調剤薬局で支払う一部負担金を自己負担限度額までにする認定証を交付しています。支払いが高額になる人は、医療機関の窓口で認定証を提示すれば、支払いを一定の金額にとどめることができます。



なお、70歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度の加入者で、住民税課税世帯の人は、高齢受給者証もしくは後期高齢者医療保険証を提示すると支払いは自己負担限度額になるため、手続きの必要はありません。ただし、国民健康保険加入者で、同保険税に滞納があるときは、発行できない場合があります。

希望者は、受診者の保険証と届出人の印鑑（後期高齢者医療制度の人は受診者の印鑑）を持って、国民健康保険加入者は市役所1階の国民健康保険課☎(740)2006へ、後期高齢者医療制度加入者は同1階の医療助成・年金課☎(740)1108へ。

## がん検診を無料で受診できます

国民健康保険加入者は下表のがん検診を無料で受診できます。毎年1回、特定健診とがん検診を受け、疾病の早期発見に努めましょう。

受診方法は、保健センター☎(758)4721や検診委託医療機関（詳しくは「川西市健康づくり事業のご案内」を参照）に直接、電話などで予約をしてから受診してください。窓口で国民健康保険被保険者証を提示すれば、無料で受診できます。受診当日に国民健康保険加入者でない場合は無料になりません。詳しくは国民健康保険課☎(740)2006へ。

検診名	対象者
肺がん検診	満40歳以上
前立腺がん検診	満50～74歳の男性
胃がん検診 (保健センターのみ実施)	満40歳以上
子宮頸がん検診	満40歳以上の女性
大腸がん検診	満40歳以上

※乳がん検診（視触診500円、乳房X線1,000円）は対象外  
※子宮頸がん・大腸がん検診では、市が発行している無料クーポン券を持っている人は窓口へ提出を

## 介護保険制度が変わります

高齢者がいつまでも元気に  
自立して暮らせるまちをめざして

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の成立により、介護保険制度が4月から段階的に改正されます。今回の改正は、制度がスタートして以来の大きな見直しです。

新たな制度では、利用者に負担をお願いするものもありますが、介護保険制度にかかる経費が増加する中、制度を維持するため理解をお願いします。また、今回の改正以外の内容は、改正時期に合わせてお知らせします。詳しくは長寿・介護保険課☎(740)1149へ。

【特別養護老人ホームの入所基準が原則「要介護3以上」に】

これまでは要介護1～5が入所基準でしたが、改正後は要介護3～5のみになり、要介護1・2の人は新たに入所できません。

ただし、27年3月末までに入所している人は、要介護1・2でもそのまま入所できます。

また、要介護1・2の人でも、やむを得ない事情（認知症などで常に見守りが必要な場合など、個々の状態を踏まえて判断します）で在宅生活が著しく困難な場合は、特例で入所が認められる場合があります。

【住所地特例制度が見直されます】

介護保険制度において、被保険者が住所地以外の市町村に所在する介護保険施設などに入所した場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる特例措置で、介護保険施設などを多く抱える市町村の負担や保険料が過大にならないようにするため、下表の通り見直されます。

これまでの対象施設
①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④養護老人ホーム ⑤軽費老人ホーム ⑥有料老人ホーム（介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない、賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅を除く）
見直し後の対象施設
①～⑤これまでと同じ ⑥有料老人ホーム（介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない、賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅を含む）